

杉並区立学校給食用物資納入事業者登録制度実施要綱

令和6年11月21日杉教第7796号

改正 令和8年2月27日杉教第11670号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の品質及び安定的な供給を確保するため、給食用物資の納入に係る事業者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(納入事業者の登録)

第2条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、給食用物資を納入する者（以下「納入事業者」という。）の登録を行う。ただし、教育委員会が認める場合は、登録を省略することができる。

(登録の要件)

第3条 納入事業者の登録ができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識していること。
- (2) 食品に関する法令等を遵守していること。
- (3) 品質管理が確実に行われ、食品の安全と衛生管理に取り組んでいること。
- (4) 仕入れ、製造（加工）及び保管能力があり、学校給食の実施に必要な量を確実に供給できること。
- (5) 学校が指定した方法、日時及び場所に納入できる配送能力を有しており、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (6) 納入物資が規格に反し、又は所定の品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないよう最善の対応ができること。
- (7) 従業員の衛生・健康管理が十分に行われており、衛生検査等に係る報告書の提出、随時の立ち入り検査等に、速やかに応じることができること。

(登録の申請)

第4条 納入事業者の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区立学校給食用物資納入事業者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して教育委員会宛てに提出するものとする。ただし、電子申請の方法により登録申請書の内容を入力する場合には、当該入力内容を教育委員会に送信したことをもって、登録申請書を提出したものとみなす。

- (1) 食品営業許可書の写し（食品衛生法に基づく許可を要する業種の事業者であるとともに、学校に納入する給食用物資が食品営業許可の届出を要する業種の場合に限る。）
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として教育委員会が指定する登録申請期間に受け付ける。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(登録)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条各号に定める要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは登録する。

(登録結果の通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定による登録の結果について、杉並区立学校給食用物資納入事業者登録結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 納入事業者登録の有効期間は、2年間を原則とする。ただし、登録申請の時期により、登録開始日から2年間の範囲において、その期間を決定する。

2 登録の有効期間満了後、納入事業者が引き続き登録を希望する場合は、別に指定する登録申請期間に、登録申請書を教育委員会宛てに提出するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 第5条の規定により納入事業者としての登録が決定した者(以下「登録事業者」という。)は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに杉並区立学校給食用物資納入事業者登録変更申請書(第3号様式。以下「変更申請書」という。)に食品営業許可書の写し(食品衛生法に基づく許可を要する業種で学校給食用物資の納入に係る業種の追加がある場合に限る。)を添付して教育委員会宛てに提出するものとする。ただし、電子申請の方法により変更申請書の内容を入力する場合には、当該入力内容を教育委員会に送信したことをもって、変更申請書を提出したもののみならず。

2 教育委員会が特に必要と認める場合は、前項に規定する提出書類を追加し、又は変更等を行うことができる。

3 教育委員会は、登録事業者の内容に変更が生じたときは、速やかに学校へその旨を報告する。

(登録の取消等)

第9条 教育委員会は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消又は物資納入に係る発注の停止を行うことができる。

(1) 学校給食の健全な運営を損なう場合

(2) 第3条各号に規定する登録要件を満たさなくなった場合

(3) 納入事業者として適格性を有しないと判断した場合

(4) 登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消された日から起算して2年間は、当該事業者からの登録の申請を受理しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により物資納入に係る発注を停止した場合は、杉並区競争入札参加資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に準じて発注の停止期間等を決定し、通知する。

4 登録事業者が営業の廃止等の理由により登録を取り消す場合は、杉並区立学校給食用物資納入事業者登録取消申請書(第4号様式。以下「取消申請書」という。)を速やかに教育委員会宛てに提出するものとする。ただし、電子申請の方法により取消申請書の内容を入力する場合には、当該入力内容を教育委員会に送信したことをもって、取消申請書を提出したもののみならず。

5 教育委員会は、第1項及び第4項の規定により登録を取り消したときは、当該登録事業者に杉並区立学校給食用物資納入事業者登録取消通知書(第5号様式)によりその旨を通知する。

6 教育委員会は、登録事業者の登録の取消又は物資納入に係る発注の停止が生じたときは、速やかに学校へその旨を報告する。

(調査等)

第10条 教育委員会は登録事業者に対し、給食用物資の納入等に関して必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は杉並区教育委員会事務局学校運営担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行し、同年4月1日以降に実施する給食用物資の納入から適用する。

2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(令和8年2月27日杉教第11670号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略